

Title	イギリスのEU離脱がEU法秩序に及ぼす影響に関する研究
Sub Title	The impacts of Brexit on the EU legal order
Author	庄司, 克宏(Shoji, Katsuhiko)
Publisher	慶應義塾大学
Publication year	2021
Jtitle	学事振興資金研究成果実績報告書 (2020.)
JaLC DOI	
Abstract	<p>英EUの貿易・協力協定 (TCA) の交渉はブレグジット後の英EU関係をどのように定義するかをめぐって展開された。そこでは、イギリスの「主権回復」とEUの「単一市場の一体性」が対立した。イギリスの「主権回復」とは、EUを離脱したからにはEU法秩序には一切拘束されないとの主張であり、イギリスは英EU関係を純粋に国際法に基づく関係として定義しようとした。他方、EUの「単一市場の一体性」とは単一市場における権利と義務は不可分であり、単一市場で経済的利益を得たいのであればEU法秩序に従うべきであるという立場である。イギリスは経済的利益よりも主権回復を最優先し、EUの物品規制を受け入れることによる非関税障壁の回避、金融サービスでの単一パスポート制度など、EU法秩序に従うことから生じる経済的恩恵をほとんど手放した。また、英EU交渉の最後までもめた争点である「公正な競争環境 (level playing field) 」背景には「主権回復」をめぐるとの対立があった。EUは社会・労働保護、環境・気候保護、政府補助金規制などで、イギリスがEU法秩序の基準に合わせるよう要求したが、イギリスはそれを一切拒否した。両者の妥協点は国際法に基づく解決手続きであり、EU司法裁判所の役割は一切ないものである。すなわち、公正な競争環境に関する規制において英EU間に著しい乖離が生じて損害が発生する場合、被害を受けた側は関税賦課による報復などの「均衡回復」措置を一方的にとることができることとした。他方の当事者は仲裁審判所を設置して、それが妥当かどうかの判断を要求することができる。それに加えて、英EUは権利義務の適切なバランスを保つため、貿易・協力規定の発効から4年後に貿易規定などの運用についての見直しを要請することができ、改正が必要なら交渉が始まるが、1年以内に改正しないと英EUは貿易規定などの終了を通告することができる。このように、TCAは暫定取り決めであり、一時休戦状態にすぎない。</p> <p>The EU-UK relationship after Brexit is based on the Trade and Cooperation Agreement (TCA), which was negotiated in the conflict between the EU's position of "the integrity of the Single Market" and the UK's assertion of "Take Back Control". The former means that UK should be subject to the EU legal order if UK continue to ensure economic benefits after Brexit, while the latter shows that UK's sovereignty must precede economic benefits from the Single Market with EU rules. The TCA is a compromise between EU and UK, in which EU succeeded in maintaining "the integrity of the Single Market" and UK achieved a relationship with EU based on international law outside the EU legal order. It is a "modus vivendi" which has lots of unsolved issues. Consequently, the EU-UK relationship remains to be unstable.</p>
Notes	
Genre	Research Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=2020000008-20200026

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究代表者	所属	大学院法務研究科(法科大学院)	職名	教授	補助額	200 (B) 千円
	氏名	庄司 克宏	氏名 (英語)	Katsuhiko Shoji		
研究課題 (日本語)						
イギリスの EU 離脱が EU 法秩序に及ぼす影響に関する研究						
研究課題 (英訳)						
The Impacts of Brexit on the EU Legal Order						
1. 研究成果実績の概要						
<p>英 EU の貿易・協力協定(TCA)の交渉はブレグジット後の英 EU 関係をどのように定義するかをめぐって展開された。そこでは、イギリスの「主権回復」とEUの「単一市場の一体性」が対立した。イギリスの「主権回復」とは、EUを離脱したからにはEU法秩序には一切拘束されないとの主張であり、イギリスは英 EU 関係を純粋に国際法に基づく関係として定義しようとした。他方、EUの「単一市場の一体性」とは単一市場における権利と義務は不可分であり、単一市場で経済的利益を得たいのであればEU法秩序に従うべきであるという立場である。イギリスは経済的利益よりも主権回復を最優先し、EUの物品規制を受け入れることによる非関税障壁の回避、金融サービスでの単一パスポート制度など、EU法秩序に従うことから生じる経済的恩恵をほとんど手放した。また、英 EU 交渉の最後までもめた争点である「公正な競争環境(level playing field)」背景には「主権回復」をめぐる対立があった。EUは社会・労働保護、環境・気候保護、政府補助金規制などで、イギリスがEU法秩序の基準に合わせるよう要求したが、イギリスはそれを一切拒否した。両者の妥協点は国際法に基づく解決手続きであり、EU司法裁判所の役割は一切ないものである。すなわち、公正な競争環境に関する規制において英 EU 間に著しい乖離が生じて損害が発生する場合、被害を受けた側は関税賦課による報復などの「均衡回復」措置を一方的にとることができることとした。他方の当事者は仲裁審判所を設置して、それが妥当かどうかの判断を要求することができる。それに加えて、英 EU は権利義務の適切なバランスを保つため、貿易・協力規定の発効から4年後に貿易規定などの運用についての見直しを要請することができ、改正が必要なら交渉が始まるが、1年以内に改正しないと英 EU は貿易規定などの終了を通告することができる。このように、TCAは暫定取り決めであり、一時休戦状態にすぎない。</p>						
2. 研究成果実績の概要 (英訳)						
<p>The EU-UK relationship after Brexit is based on the Trade and Cooperation Agreement (TCA), which was negotiated in the conflict between the EU's position of "the integrity of the Single Market" and the UK's assertion of "Take Back Control". The former means that UK should be subject to the EU legal order if UK continue to ensure economic benefits after Brexit, while the latter shows that UK's sovereignty must precede economic benefits from the Single Market with EU rules. The TCA is a compromise between EU and UK, in which EU succeeded in maintaining "the integrity of the Single Market" and UK achieved a relationship with EU based on international law outside the EU legal order. It is a "modus vivendi" which has lots of unsolved issues. Consequently, the EU-UK relationship remains to be unstable.</p>						
3. 本研究課題に関する発表						
発表者氏名 (著者・講演者)	発表課題名 (著書名・演題)	発表学術誌名 (著書発行所・講演学会)	学術誌発行年月 (著書発行年月・講演年月)			
庄司克宏	英 EU 将来関係協定の交渉における主要争点と展望(上): 交渉枠組みおよび同一競争条件	貿易と関税	2020年4月			
庄司克宏	英 EU 将来関係協定の交渉における主要争点と展望(下): 主要争点(続)および英 EU 協定草案	貿易と関税	2020年5月			
庄司克宏	英 EU 将来関係協定に関するイギリス草案と英 EU 交渉の行方	貿易と関税	2020年8月			
庄司克宏	英 EU 貿易・協力協定(TCA)の概要と考察(1)	貿易と関税	2021年2月			
庄司克宏	Towards a Version 2.0 Japan-EU Economic Partnership Agreement ?	日独産業協会シンポジウム「グローバル化と世界自由貿易 — 日本とドイツの立ち位置」	2020年10月			
庄司克宏	ブレグジット後の英 EU 関係の展望 — グリーン・ディール欧州 対 グローバル・ブリテン	経済倶楽部 第 4358 回 講演会	2021年1月			
庄司克宏	ブレグジット後の英 EU 関係と欧州統合のゆくえ	九州大学 EU センター シンポジウム「ブレグジットとEU統合のゆくえ」	2021年2月			